

# ス ポ ー ツ 振 興 事 業

## ■ 交付対象事業

- ・ スポーツ振興に関わる講演会および講習会の開催
- ・ スポーツ大会の開催

※両事業とも、留萌市内で開催し、参加者の半数以上が留萌市民であるものに限ります。  
※大会については、団体が毎年開催するものは除きます。

## ■ 交付対象

留萌市内に事務所または住所を保有する団体および実行委員会

※助成金の交付については、年度内で1回までです。  
※企業が主催・共催する場合には助成対象となりません。

## ■ 交付金額

交付金額については、下記の表のとおりです。

事業区分	補助率	助成限度額
・ スポーツ振興に関わる講演会及び講習会開催事業 ・ 市民参加によるスポーツ大会開催事業	助成対象経費 の1/2以内	1事業につき 100,000円

## ■ 対象経費

賃金、報償費、交通費、宿泊費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

※旅費の積算にあたっては、「留萌市旅費条例」と比較し、安価な額を対象経費とします。学生割引や団体割引が適応される場合は、その額を対象経費とします。

※助成額は1,000円未満切り捨てです。

## ■ 注意事項

助成金を活用した場合は、留萌市の助成事業であることを明示するため、作成した配布物または掲示物（ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等）に、以下のロゴを表示していただきますようお願いいたします。

